



法人 ながおか

2025 新年号

vol.157

 公益社団法人 長岡法人会

お仲間企業の会員加入のお願い

会員のお仲間で法人会未加入のご企業につきまして1社につき
新規会員1社の加入をお願いいたします。



会費、申込書は長岡法人会
ホームページに掲載



年頭ご挨拶

会長 大井 尚敏

新年あけましておめでとうございます。皆様方には良き新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。会員の皆様をはじめ、関係団体の皆様には常日頃から法人会の活動にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、昨年は国内外で注目の選挙が実施されました。国内では衆議院選挙が行われ、与党の過半数割れや県内では小選挙区の5区全てにおいて野党候補の圧勝となり、この結果が、国内・県内の政治・経済活動にどう影響を与えるか心配しております。

国外ではアメリカ大統領選挙で“もしトラ”と話題になっていたトランプ前大統領が再選し、貿易関税・為替相場がどうなるのか？我が国の首相はトランプ大統領とディール（deal：取引）できる

のか？　トランプ大統領と厚い信頼関係のあった安倍元首相がご存命でいらっしゃるなあと考えるのは私だけでしょうか。

とにかく石破首相には頑張ってもらいたいと願っております。

こうした大きな環境変化を迎える新年にあたり、長岡法人会としては行動規範にある税のオピニオンーダーとしての責務を堅持しつつ、諸活動に関わる変化には臨機応変に対処していきたいと思います。

末筆となりましたが、本年も法人会活動に一層のご支援とご協力をお願い申し上げますとともに、会員企業の皆様と関係団体の皆様のご隆盛を心から祈念申し上げまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

税を考える週間 長岡税務署長納税表彰（法人会の功績）

公益社団法人 長岡法人会

常任理事 桐生 伸一 殿

常任理事 吉田 秀夫 殿



税と文化講演会



開会挨拶：大井会長

閉会ご挨拶：関東信越税理士会
長岡支部：並木支部長

11月25日（月）ホテルニューオータニ長岡で、長岡法人会第42回理事会の後、「税と文化講演会」を開催いたしました。（長岡税務署、関東信越税理士会長岡支部、長岡問税会 共催）参加者160余名を前に、第一部は長岡税務署小杉署長、第二部は外交ジャーナリストである手嶋龍一氏から講演をいただきました。

第一部

長岡税務署 小杉 義彦 署長 講演 演題 「くらしと税」

小杉署長は、小千谷市の出身で現在は長岡市在住です。前任の関東信越国税不服審判所の管理課長から7月の異動で着任されました。

冒頭に「税を考える週間」の長岡署での取り組みを紹介され、「社会の会費」とも言える税の役割や税制の現状、国の税収内訳や大きなウエイトを占める消費税（インボイス制度）の役割等についてご説明をいただきました。

税務行政では国税庁の組織理念に基づきその使命、任務である適正・公正な賦課及び徴収の実現に取組んでいることやAIを活用した税務行政の将来像をプロジェクターの映像を使い、わ

かりやすく説明いただきました。

また、この度の日本酒、焼酎等の文化資源がユネスコの無形文化遺産登録となったことを祝うとともに税務当局として、これまで酒類業振興のためブランド化や高付加価値化への支援や補助金制度等の説明があり、こうした取り組みが日本酒の世界的な認知向上につながり、輸出も増加傾向にあること等、興味深いお話をいただきました。



第二部

手嶋 龍一 氏 講演会 令和6年11月25日(月)

演題 「新しい米大統領は世界を動かす

～日米同盟と台湾・朝鮮半島危機～】

講 師 手嶋 龍一 氏 (外交ジャーナリスト)

参加者 159名



【手嶋龍一氏 プロフィール】

慶應義塾大学経済学部卒。1974年にNHK入局。政治部記者として外交・安全保障を担当。1987年からワシントン特派員とホワイトハウス、国務省・国防総省を担当し、冷戦終結を宣言したマルタ会議に立ち会う。1990年の湾岸戦争では最前線での取材へ。1994年ハーバード大学国際問題研究所(CFIA)でシニアフェローとなる。その後ドイツ支局長を経て1997年からワシントン支局長を8年務める。NHKから独立後、2006年から2015年まで慶應義塾大学大学院専任教授としてインテリジェンス戦略論を担当。現在は、外交・安全保障問題を主なテーマに、新聞・雑誌にコラムニストとして寄稿する傍ら第一線のビジネスマン、官僚などの指導にも取り組んでいる。

【著作】

「インテリジェンス武器なき戦争」(幻冬舎) 2006年 「米中衝突・危機の日米同盟と朝鮮半島」(中央公論新社) 2018年 他多数。

手嶋氏は冒頭に、当地長岡生誕の山本五十六連合艦隊司令長官にまつわる太平洋戦争(真珠湾攻撃等)の真実について、これまで日本、アメリカで取材された膨大な情報から分析・精査した結果を基にお話しいただきました。

講演では、米大統領選挙において、なぜトランプ前大統領が激戦州7州を含め勝利したのか?就任後の為替政策、関税策、環境政策等世界情勢へ与える影響等について解説いただきました。

また、中東、ウクライナ、台湾、北朝鮮の現況に加え中国とロシアの核心的利益の共有が一

層世界情勢を混沌とさせている環境下で、日本の進むべき方向について、世界情勢を俯瞰した豊富な取材経験と分析・精査した情報を基に説明されました。

手嶋氏の情報の発信は、膨大なデーター(事実)を整理・加工したインフォメーション群(情報)からさらに選り抜き真偽を判定のうえ分析するサイクルから導き出されたインテリジェンス(極秘情報)戦略論に依るもので、手嶋氏のこれに基づく事象の解説に対し出席者からは大いに参考になったと好評を得ました。



令和7年度税制改正に関する提言

令和7年度 税制改正スローガン

- 「金利のある世界」が到来。 新たな財政再建目標の策定を！
- 企業への過度な保険料負担を抑制し、経済成長を阻害しない社会保障制度の確立を！
- 人手不足など厳しい経営環境を踏まえ、中小企業の活性化に資する税制措置を！
- 中小企業は地域経済と雇用の担い手。 本格的な事業承継税制の創設を！

令和7年度 税制改正に関する提言（概要）

I. 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

- ・本年6月から始まった定額減税は、企業や地方自治体に多大な事務負担を強いている。マイナンバーを活用するなどして給付対象を限定し、より高い政策効果を目指すべきであった。与党内では物価高などを背景に来年も継続するように求める声もあるが、政策効果が不透明で、企業の事務負担が重い減税は継続すべきではない。
- ・こども・子育て政策（加速化プラン）として、2028年までに年間3.6兆円の予算規模とする方針だが、この財源は社会保障の歳出改革や医療保険料に上乗せして徴収する「支援金制度」などで賄うとしているが、現役世代への実質的な隠れ増税と言える。政府は負担の議論から逃げず、消費税を含めた安定的な財源確保策を検討し、持続可能な社会保障制度の確立と財政健全化の両立を目指すべきである。

2. 企業への過度な保険料負担の抑制

- ・中小企業は物価高騰に直面する中で、最低賃金の大幅な引き上げや物価上昇を上回る賃上げが求められており、厳しい経営を強いられている。企業に対する過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。
- ・配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は、就労調整が行われる一つの要因であり、人手不足に直面する中小企業にとって重要なテーマである。女性の就労を支援する政策を含め、税と社会保障の問題を一括して議論する必要がある。

3. 行政改革の徹底等

- ・行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会自らが「まず隗より始めよ」の精神に基づき、率先して身を削らなければならない。
- ・今般の政治資金をめぐる問題については、多くの国会議員が法的な責任を免れるなど、国民の納税意欲を著しく阻害するものとなった。国民の政治に対する不信感は極度に高まっていると厳しく認識し、政治資金規正法の不断の見直しなどに取組み、政治資金に関する透明性の向上や使途の適正化、罰則の厳格化を図るべきである。

II. 経済活性化と中小企業対策

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業は地域経済の担い手であるだけでなく、日本経済の礎でもある。とくに中小・零細企業は企業全体の9割以上、国内雇用の7割を占めている。こうした企業が将来にわたって存在感を發揮するためには、中小企業の活性化が不可欠である。

- (1) 中小法人に適用される軽減税率の特例 15%の本則化、適用所得金額の引き上げ。
- (2) 「中小企業投資促進税制」、「少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置」の拡充、本則化。
- (3) 中小企業の事務負担軽減 等

2. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって円滑な事業の承継ができなくなれば、経済・社会の根幹が揺らぐことになる。

- (1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設
- (2) 取引相場のない株式の評価の見直し
- (3) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

3. 消費税をめぐる事務負担の軽減

政府は軽減税率制度とインボイス制度について、国民や事業者への影響のほか、低所得者対策の効果等を検証する必要があり、問題があれば制度の是非を含めてその見直しを求める。

- (1) インボイス制度は導入されたが、国は、引き続き、事業者に混乱が生じないよう制度の周知を徹底するとともに、事務負担が軽減するような環境整備が必要である。
また、課税事業者が免税事業者と取引を行う際、取引価格の引き下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。
- (2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げやインボイス制度の導入に伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

III. 地方のあり方

・日本が人口減少社会に突入する中では国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の一段の効率化を図る必要がある。とくに東京一極集中を是正するには、地方の活性化が必要な課題である。地方自身がそれぞれの特色や強みを生かした活性化戦略を構築し、民間の知恵と工夫で新たな地場技術やビジネス手法を開発しなければ、真の活性化にはつながらない。

(提言本編と解説は法人会ホームページの「法人会の税制提言」をご参照ください)

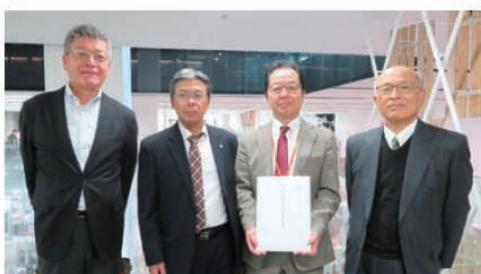


税制提言活動

長岡法人会 税制・税務委員会では、令和6年11月12日(火)、長岡市役所を大矢隆二担当副会長、安達眞知男委員長、小島孝之副委員長が訪問し長岡市長、長岡市議会議長宛に「令和7年度税制改正に関する提言書」を手交のうえ自治体に沿った提言・要望を行い意見交換を行いました。

また地元選出の国会議員（米山議員）に対しては、国会召集日が迫る等多忙を考慮し、地元秘書を通じて趣旨を説明し提言書は議員会館へ郵送いたしました。

※提言書 全国の法人会から提出された税制改正要望を全国法人会連合が全国大会で取り纏めたもの



長岡市財務部参事 今井課長



長岡市市議会 加藤議長

第19回 県連女性部会連絡協議会合同セミナー

9月27日（金）県連女性部会連絡協議会合同セミナーin高田に参加いたしました。

トークセッション「上越を彩る桜のように輝く女性たち」では、日常生活を有意義に美しく過ごすためのヒントを聞くことが出来ました。55歳以上の女性チアダンスチームのダンス披露はとてもパワフルでした。

交流会では、「越後上越おもてなし武将隊」のアトラクションとおいしいお料理を堪能いたしました。各支部の女性部会の方々と楽しい時間を過ごし、パワーをお裾分けいただきました。



女性部会研修旅行（信州）

9月27日（金）県連女性部会連絡協議会合同セミナー（高田）の後、信州方面に一泊二日の研修視察旅行へ出発。

初日は水路・陸路の交わる交通の要所、小布施で栗とおもてなし文化を味わった後、開湯1350年を誇る長命・長寿の湯である湯田中温泉「あぶらや燈千」で信州牛や伝統野菜を味わう「地産地消」に舌鼓を打ち心地よい夜を過ごしました。

翌日は善光寺で参拝後、表参道でリノベーションされた古い木造店舗等を見学。

軽井沢へ移動後は「ホテル鹿島ノ森」の清涼なたたずまいの中でランチを堪能しました。

その後、軽井沢ショッピングプラザを視察訪問。さすが観光県の施設だけあり、外国人を含め大勢の来場者で賑わっていました。



事業活動

地域貢献活動（八方台育樹）

10月6日（日）NPO新潟県山野草をたずねる会が、20年以上にわたり長岡市八方台で展開している「育樹」に参加いたしました。

本年は法人会4名を含む総勢20名が参加し、これまで植樹してきた樹木周辺の下草刈りの後、育樹としてもみ殻の堆肥を散布しました。

爽やかな秋晴れの中、同会のすすめる「いのちの森づくり」を体験しました。



第40回 県連青年部会連絡協議会合同セミナー

10月24日（木）十日町市ラポート十日町にて県連青年部会連絡協議会合同セミナーが開催されました。主催者、来賓挨拶等の式典に続き、記念講演会は地元で活躍される3人の女性起業家の「発見！ローカルビジネスのたね～地方だからできること～」の演題でパネルディスカッションが行われました。

懇親会では、講演された女性起業家が手掛けるジビエやサツマイモを使った料理と地場の津有ビールが提供され、参加者は料理に舌鼓を打つとともに十日町法人会青年部のもてなしに大いに満足いたしました。



新潟県下一斉税金キャッシュレス納付推進プロジェクト

10月31日（木）だいしほくえつホールにて新潟県下一斉キャッシュレス納付推進プロジェクトが開催されました。これは国税、県税の県別のキャッシュレス納付割合では、新潟県は全国平均を下回ることから、キャッシュレス納付の一層の拡大を図るために新潟県法人会連合が主導となり、県内の金融機関、税務署、納税貯蓄組合の賛同を得て、税務当局をはじめすべての関連団体を含め連携したプロジェクトを立ち上げたものです。当日は114名の関係者参加のもと「新潟県下一斉キャッシュレス納付推進共同宣言」が行われました。

第38回「法人会全国青年の集い」

11月7日（木）と8日（金）に開催された「法人会全国青年の集い 福井大会」に参加し、多くの学びと刺激を受けました。他県から集まった青年会員との交流をとおして、それぞれの地域での活動や取り組みについて深く理解する機会となりました。

特に事例発表や部会長サミットを通じて、自分たちの活動に新たな視点やアイデアを取り入れる重要性を実感しました。今後は、学んだ内容を自会の活動に活かしていきたいと考えています。



関東信越 国税局長 納税表彰

11月25日（月）法人会理事会に先立ち、大井会長に対して関東信越国税局長納税表彰（法人会の功績）が長岡税務署長から授与されました。



第42回理事会



開会挨拶：大井会長



来賓挨拶：坂井長岡税務副署署長

11月25日（月）ホテルニューオータニ長岡にて第42回理事会（中間決算等）を来賓4名、役員44名の参加のもと開催し、上半期事業報告と中間決算の承認に加え第43回予算理事会の開催日を令和7年3月26日（水）とすることと「電子データーの訂正及び削減の防止に関する事務処理規程」の新設の承認も得ました。



第43回理事会（令和7年度事業計画・予算審議）

日 程：令和7年3月26日（水）
 時 間：午前12時～（昼食をご用意します）
 会 場：長岡グランドホテル

決算法人説明会 会場変更、開始時刻変更のご案内

該当のご企業宛にはご案内のはがきが送付されます。

1. 日 時：令和7年2月12日（水） 午前9時半～11時半
2. 会 場：ハイブ長岡 2階 大会議室
3. 内 容：申告にあたっての留意点と説明
4. 講 師：長岡税務署 法人課税部門担当官
5. 定 員：100名
6. 締 切：令和7年2月5日（水）

※会場と開始時刻が例年と異なりますのでご注意ください
 ※ハイブ長岡の駐車場は利用できます



開催した諸会議

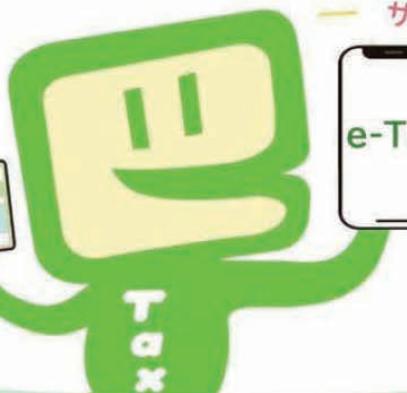
厚生事業等推進委員会	10月22日	福利厚生制度 推進協議会
税制・税務委員会	11月12日	税制改正提言
正副会長会議	11月25日	中間事業報告
第42回理事会	11月25日	中間決算
税と文化講演会	11月25日	小杉税務署長 手嶋龍一氏
女性部会	12月9日	絵はがきコンクール 審査会
編集会議	12月17日	新春号発刊

出席した諸会議

全国青年の集い(福井)	11月7日	全法連
事務局会議	10月10日	新潟県連
青連協合同セミナー (十日町)	10月24日	新潟県連
キャッシュレス納付 推進プロジェクト	10月31日	新潟県連
国税局長講演会	11月20日	新潟県連
納税表彰式	11月14日	税務団体協議会
事務局会議(オンライン)	12月2日	新潟県連
青年部会正副会長会議	12月4日	新潟県連
県連特別講演会	12月5日	新潟県連
租税教室意見交換会	12月9日	長岡地区租税 教育推進協議会
事務局長会議	12月20日	新潟県連

＼書かない ✖ 確定申告／ マイナンバーカードでe-Tax

いつでも どこでも
初めてでも 安心♪



スマホで
サクっと♪

すでに
約 **70%** の方が
e-Taxで
申告しています!!



確定申告書等作成コーナーなら
金額等を入力するだけで
自動計算で申告書が完成！



作成コーナー



マイナポータル連携で
控除証明書等のデータが
自動入力できる！



※ご利用には事前準備が必要です



e-Taxの5つのメリット

自宅から
申告可能



確定申告期間
24時間利用可能



申告書が
データで取得可能



添付書類
提出不要



早期還付
(3週間程度で還付)



書面提出の場合は
1か月～1か月半程度で還付

※メンテナンス時間は除きます

※一部の書類を除きます



国税庁 法人番号7000012050002

長岡法人会よりインターネットセミナーのご案内

公益社団法人 長岡法人会のホームページから無料でセミナーがご覧いただけます

<https://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/nagaoka/>



長岡法人会 検索で検索いただけます IDログイン

初心者でもよくわかる！簿記・経理入門セミナー

※ 画面はイメージになります。このセミナーの動画一覧

ログインIDとパスワードを入力してログインしてください

ID・パスワードは 会員ID: 1011 パスワード: 0328

視聴は無料です

はじめて 経理とは何の略？ 経営管理

経理資料って何の役に立つ？ → 会社の 経営状態 がひとめでわかる

経理資料は社長にとって 今後の 重要な経営指針 となる

会員は専用IDとパスワードを入れてログインする事により多くのコンテンツが視聴可能となります。

会員の方は700タイトル以上のセミナーが無料で受講できます

お勧め

乱世の時代における孫子の兵法とビジネス戦略

作家／グロービス経営大学院特任教授
守屋 淳

お勧め

一生使える「1分で伝わる」技術

株式会社CHEERFUL代表取締役
沖本 るり子

お勧め

成功事例から学ぶ！昇給・増益マネジメント(後編)

NBCコンサルタンツ株式会社 専務取締役
紅木 巨

	セミナー名	講師	分数		セミナー名	講師	分数
実務家	古くて新しい万松青果の経営と人材採用戦略	中路 和宏	47分		NEW 江戸最大のヒットメーカー鳥屋重三郎に学ぶ経営戦略	岡田 晃	37分
研修・人材育成	【管理職研修】向上と信頼が生む成果~いま求められているチーム作りとは~	山下 大輔	45分	一般経営	高くて売れる 7つの鉄則	川上 徹也	36分
	“フェムテック”を理解して多様な組織作りに役立てる	木川 誠子	23分		コミュニティ経営のすすめ(5)「コミュニティ型組織の評価と賞金」	畠中 義雄	30分
	自ら考え、動き出す今どきの若手の育て方	石田 祐一郎	65分		「人的資本経営」を実現するための10のポイント(後編)	中平 次郎	41分
	金星コミュニケーション	田中 知子	28分		NEW 日本から、「憎しみの連鎖」をほどいていく挑戦	山崎 琢磨	40分
法律	労働問題で足をすくわれない経営を目指して	米澤 章吾	61分	環境	“またトラ”×石破政権でどうなる2025年の世界と日本経済	岡田 晃	41分
ライフスタイル	NEW どすこいトリビア(4)優勝するともらえるもの	田中 知子	5分	経済	初心者でもよくわかる！簿記・経理入門セミナー	小野 恵	83分
	NEW 温故知新で広がる「字」の世界～書道家が楽しく教えます～	高宮 晉峰	38分		働きながら介護する時代の「仕事と介護の両立環境」セミナー	田畠 啓史	47分
	犯罪者に狙われにくい生活のコツ 第6回 安易な行為を慎む	森 雅人	6分		ここがポイント！就業規則のつくり方	野澤 直子	25分

掲載講師やタイトルは変更になる場合がございます。
掲載されているタイトルは、ご覧いただけるものの一部です。

お問い合わせは公益社団法人 長岡法人会事務局まで TEL:0258-35-0328

謹賀新年

大同生命は

「経営者大型総合保障制度」を通じて、
引き続き、みなさまに大きな安心を
お届けしてまいります。

本年もよろしくお願い申しあげます。

Daido 大同生命保険株式会社

新潟支社 長岡営業所/新潟県長岡市今朝白1丁目8番18号(長岡DNビル2F)
TEL 0258-32-1951



編集後記

鷲尾達雄

私、毎年、継続している「何か」を年末で辞める！と決めており、2021年に年賀状を、2022年に酒を、2023年にFacebookを、そして、2024年は8年間務めて参りました長岡市教育委員を辞めました。と言っても、私の意思と関係なく任期満了ですが（笑）。

就任の打診を頂いた8年前、何を思ったかと言いますと、私の様な者が受けて良いのか？でした。イチローも大谷翔平も辞退した国民栄誉賞を最初に辞退した方、元阪急ブレーブスの福本さんは「そんなものをもらったら立ちションできなくなる！」と言い放ったらしく（笑）。彼を引き合いに出す訳ではありませんが、私も、車が走っていないければ、赤信号を堂々と渡る様な人間なので、そんな私が教育委員を引き受けて良いのか？と、当時の教育部長に伝えると、こう言われました。「鷲尾さん、市民として、経営者として、ご意見を行って頂ければ良いので、教育者になって頂く訳ではありませんから」と。であればと、お引き受けしました。

教育界の常識でも私に違和感があれば、ビシバシ質問・意見をし続けた8年間でした。って、教育界はどれだけ世間離れしているか？誤解を恐れず申し上げれば、大差無し！同じでした（笑）。先生は世間知らず？そうかも知れません。でも、民間人だって、それぞれの業界・組織の柵や因習に染まっており、ある意味、世間知らず。もちろん、ダメな教員もいましたが、特筆すべきは、彼らの多くが「その職業をしたい！」と情熱的に選んでいる人達だという点です。私は自発的に経営者という職業を選んだのでは無く、婿養子からの充て職（笑）、もっとも自らの職業に情熱的に取り組まねば！と彼らから影響を受けたのは間違いません。

トランプで日米関係は？左派政権で日韓関係は？シリア革命で中東情勢は？この新年号が皆さんのお手元に届く頃、中国人民解放軍による台湾封鎖が起きているかもしれません。何が起きてても驚かない！そんな令和幕末に私たち生きている。そんなんですよ！川崎さん！もはや有事は当たり前田のクラッカー。そんな2025年だからこそ、みなさん、情熱的に突っ走って行きましょう！

消費税期限内納付

消費税の期間内
納付をお忘れに

推進運動

実施中！



法人会

消費税には
申告・納付期限
があります。

■消費税は消費者からの預り金的な性格を有する税です。

■基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は消費税の確定申告が必要です^①。

■期限を過ぎると延滞税がかかります。

■確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額^②に応じて中間申告・納付が必要となります。

■確定申告期限の確定消費税額^③に応じて中間申告・納付が必要となります。

■確定申告期限の確定消費税額^④に応じて中間申告・納付が必要となります。

■確定申告期限の確定消費税額^⑤に応じて中間申告・納付が必要となります。

■確定申告期限の確定消費税額^⑥に応じて中間申告・納付が必要となります。

■確定申告期限の確定消費税額^⑦に応じて中間申告・納付が必要となります。

■確定申告期限の確定消費税額^⑧に応じて中間申告・納付が必要となります。

■確定申告期限の確定消費税額^⑨に応じて中間申告・納付が必要となります。

■確定申告期限の確定消費税額^⑩に応じて中間申告・納付が必要となります。

■確定申告期限の確定消費税額^⑪に応じて中間申告・納付が必要となります。

■確定申告期限の確定消費税額^⑫に応じて中間申告・納付が必要となります。

■確定申告期限の確定消費税額^⑬に応じて中間申告・納付が必要となります。

■確定申告期限の確定消費税額^⑭に応じて中間申告・納付が必要となります。

■確定申告期限の確定消費税額^⑮に応じて中間申告・納付が必要となります。

■確定申告期限の確定消費税額^⑯に応じて中間申告・納付が必要となります。

■確定申告期限の確定消費税額^⑰に応じて中間申告・納付が必要となります。

■確定申告期限の確定消費税額^⑱に応じて中間申告・納付が必要となります。

■確定申告期限の確定消費税額^⑲に応じて中間申告・納付が必要となります。

■確定申告期限の確定消費税額^⑳に応じて中間申告・納付が必要となります。

■確定申告期限の確定消費税額^㉑に応じて中間申告・納付が必要となります。

■確定申告期限の確定消費税額^㉒に応じて中間申告・納付が必要となります。

■確定申告期限の確定消費税額^㉓に応じて中間申告・納付が必要となります。

■確定申告期限の確定消費税額^㉔に応じて中間申告・納付が必要となります。

■確定申告期限の確定消費税額^㉕に応じて中間申告・納付が必要となります。

■確定申告期限の確定消費税額^㉖に応じて中間申告・納付が必要となります。

■確定申告期限の確定消費税額^㉗に応じて中間申告・納付が必要となります。

■確定申告期限の確定消費税額^㉘に応じて中間申告・納付が必要となります。

■確定申告期限の確定消費税額^㉙に応じて中間申告・納付が必要となります。

■確定申告期限の確定消費税額^㉚に応じて中間申告・納付が必要となります。

■確定申告期限の確定消費税額^㉛に応じて中間申告・納付が必要となります。

■確定申告期限の確定消費税額^㉜に応じて中間申告・納付が必要となります。

■確定申告期限の確定消費税額^㉝に応じて中間申告・納付が必要となります。

■確定申告期限の確定消費税額^㉞に応じて中間申告・納付が必要となります。

■確定申告期限の確定消費税額^㉟に応じて中間申告・納付が必要となります。

■確定申告期限の確定消費税額^㉟に応じて中間申告・納付が必要となります。